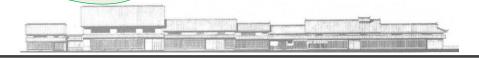
コミネット 麓 野

地域の宝を磨くまちづくり

≪第26号≫ R5.6月





「コミネット龍野」は、龍野地区にお住まいの皆様に、歴史と文化を活かした取組や話し合いの 経過などをお知らせする広報誌です。

特定物件追加に係る重要なお知らせ

たつの市龍野伝統的建造物群保存地区内において、下記の対象物件に該当する建造物の所有者のうち、将来にわたって保存することに同意される方、伝建制度の説明を希望される方は、**令和5年8月17日(木)**までに市町並み対策課(Tel64-3165)までにご連絡ください。

なお、特定物件として保存登録するには、文化庁が現地を確認(9月中旬予定) した上で、保存活用計画に掲載する必要があるため、<u>期日厳守でお願いいたします。</u> 期日を過ぎてからの受付は一切いたしかねます。

◆対象物件◆

・昭和20年までに建築された建築物、門・塀等の工作物 (すでに登録されている物件は対象外です)

◆提出期限◆

<u> 令和 5 年 8 月 17 日 (木)</u>

※様式は市窓口又は郵送でお渡しします。

◆支援策◆

・修理費用の補助(例年12月末に物件募集)

建築物:補助上限額800万円(補助率8/10)

工作物:補助上限額300万円(補助率8/10)

固定資産税及び都市計画税の減免

建物:非課税/土地:1/2(宅地)

・相続税の軽減

相続時に建物及び土地(宅地)の評価額を3割軽減

◆主な規制◆

特定物件として登録された場合、所有者が変わった(相続、売買等)場合でも 解体・除却ができません。

問合せ先

たつの市都市政策部町並み対策課 (TEL: 0791-64-3165 FAX: 0791-63-2594)



伝統的建造物(特定物件)とは?

18世紀中期から昭和20年までに建築された建築物等(建築物、工作物)のうち、将来にわたって保存することに同意されている物件のことを「伝統的建造物」と言います。たつの市龍野伝統的建造物群保存地区内には、291件の伝統的建造物があります。





特定物件追加までの流れ

- ※1 建築年代や追加を希望されている物件の範囲を確認します。
- ※2 市保存審議会、文化庁の現地指導の前に物件調査(外観目視)を実施します。

特定物件修理の一例



